世田谷区子ども・若者部

**私立認定こども園（幼稚園枠）・新制度移行幼稚園にお通いの方の**

**施設等利用費（預かり保育利用料等の無償化）の請求手続きについて**

施設等利用費の請求について

○　無償化の対象となるお子さんが、私立認定こども園（幼稚園枠）や新制度移行幼稚園の預かり保育を利用した場合、利用日数に応じ、最大月額１１，３００円までの範囲で、すでに施設に支払った預かり保育利用料等を施設等利用費として世田谷区に請求することが出来ます。

○　利用している幼稚園等が、預かり保育の実施が十分な水準に達していない（教育時間を含む平日８時間以上かつ年間２００日以上実施していない）場合は、認可外保育施設等を利用した場合の利用料も施設等利用費の対象となります。

〇　お通いの幼稚園が新制度移行幼稚園か否か、預かり保育の実施状況については

世田谷区ホームページ【ページ番号181959】

（目次から探す⇒子ども・教育・若者支援⇒幼児教育の無償化⇒無償化対象施設一覧）に掲載している『幼稚園預かり保育（未移行幼稚園除く）』や対象施設一覧でご確認ください。

* 世田谷区外の幼稚園等の預かり保育の実施状況等については、幼稚園等又は園が所在する自治体のホームページでご確認ください。

対象者について

○　私立認定こども園（幼稚園枠）・新制度移行幼稚園を利用するお子さんで、保護者全員が就労している等の「保育を必要とする事由」に該当し、「保育の必要性の認定（施設等利用給付認定）」を世田谷区に申請し、認定を受けている方。

※　新制度未移行幼稚園、区立幼稚園、区立認定こども園、認可外保育施設のみを利用されている方は、この案内の対象外です。

〇　満３歳児クラスのお子さんが対象となるためには、住民税非課税世帯であることも要件となります。

〇 対象期間は、施設等利用給付認定通知に記載の有効期間内に限ります。

請求手続きについて

○　施設等利用費の請求は、園を通じて案内いたします。

区指定の「施設等利用費請求書」に必要事項を記入し、園が発行した「領収証兼特定子ども・子育て支援提供証明書」の原本など、請求月ごとの預かり保育の利用日数と、すでに園に支払った保育料額（給食費等を除いた金額）が分かる書類を所定の封筒に入れ、園に提出してください。

〇　園への提出締め切り・給付時期は以下のとおりです。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象月 | 請求書提出締め切り※ | 給付時期 |
| ４月～９月利用分 | １０月２０日 | １２月下旬 |
| １０月～３月利用分 | ４月２０日 | ６月下旬 |

　※休園日の場合は、翌開園日

裏　面　あ　り

給付額について

○　すでに園に支払った預かり保育等の利用料について、施設等利用費として世田谷区に請求していただきます。

〇　給付額は月ごとに、預かり保育の利用日数×日額単価（４５０円）と、実際に園に支払った預かり保育利用料（給食に係る費用等は除く）と、11,300円を比較して、一番少ない額です。給付額は利用実績に応じて、月ごとに計算します。

　　 例）月額保育料15,000円で預かり保育を20日利用した月

　　　　　　　・20日×450円＝9,000円と15,000円、11,300円を比較

→一番少ない額である9,000円がこの月の給付額です。

例）認可外保育施設等の利用料も無償化の対象となる幼稚園等を利用している場合

１日1,000円の保育料で10日預かり保育を利用（保育料10,000円）し、そのほか8,000円の保育料を認可外保育施設に支払った月

　　　　　　　・預かり保育について、10日×450円＝4,500円（＜10,000円＜11,300円）

　　　　　　　・認可外保育施設について　11,300円－4,500円＝6,800円（＜8,000円）

　　　　　　　　　　→合計11,300円がこの月の給付額です。

〇　無償化の対象となる満３歳児クラスのお子さんの給付額の月額上限は16,300円です。

その他

〇　無償化対象期間中の利用分について、請求を忘れた場合や、領収証を紛失して請求できなかった場合でも、以後２年以内であれば、施設等利用費を請求することができます。

〇　区に提出が必要なものは、保護者が記入する請求書のほか、園が発行する「領収証」と預かり保育等を利用したことを証明する「特定子ども・子育て支援提供証明書」です。園によって

「領収証兼特定子ども・子育て支援提供証明書」として、１枚にまとめて作成している場合があります。いずれも原本を提出してください。

なお、提出書類に不備や疑義がある場合など、区から連絡させていただくことがあります。

〇　請求書のエクセルデータや記入例などを世田谷区ホームページに掲載しています。

　　 世田谷区ホームページ【ページ番号182076】

（目次から探す⇒子ども・教育・若者支援⇒幼児教育の無償化⇒幼児教育の無償化について）

『私立認定こども園（幼稚園枠）、私立幼稚園（新制度移行）』をご覧ください。

〇　請求時に提出いただく領収証の原本について、返送を希望される場合は、お手数ですが、返送先の住所・宛名を記入のうえ、切手を貼った返送用封筒を、提出用封筒に同封してください。

問い合わせ先

〇　私立認定こども園・新制度移行幼稚園の施設等利用費の請求に関すること

世田谷区子ども・若者部　保育課　教育・保育給付担当　　℡：03-5432-2966

〇　保育の必要性の認定に関すること

　　　世田谷区子ども・若者部　保育認定・調整課入園担当　℡03-5432-1200